

環境問題が立ち現れるとき

——ポリティカル・エコロジーへの構築主義アプローチの導入——

安部 竜一郎

I. 本研究の課題

I. 1. ポリティカル・エコロジーの4つのアプローチ

環境問題は、その発覚から原因・被害の同定、救済策や予防策の策定に至るまで、専門家や被害者、官僚、政治家、マス・メディア、社会運動組織など様々なアクターを動員する壮大な社会過程である。従ってそのどの局面を切り取るかによって、必要とされる分析の視角は自然科学に基づくものから倫理学や社会学のアプローチを用いるものまで多様となる。その中で、1980年代後半から、森林破壊など急速な悪化が伝えられる途上国の環境問題を政治経済的視角から分析しようとするポリティカル・エコロジー⁽¹⁾のアプローチが現れるようになった。

環境劣化の原因を途上国における人口爆発に求め政治的イニシアティブによる人口や消費の増大の規制を主張したHardin[1968]、Meadows *et al.*[1972=1972]らのネオ・マルサス主義的ディスコースや、先進国における環境保護運動と社会主義運動の統合を論じたRyle[1988]らのいわゆる「緑と赤」派の主張は、70年代から80年代にかけ、それぞれポリティカル・エコロジーと呼ばれた。しかし途上国の環境問題をフィールドとする今日のポリティカル・エコロジーは、それらとは異なる分析視角を有する。1970年代のWolf[1972]に端を発し、80年代半ばにWatts[1983]、Blaikie[1985]らによるネオ・マルクス主義アプローチの導入によって鋳型を作られた今日のポリティカル・エコロジーは、途上国に

おける環境変化と社会の政治経済的側面との相互作用に関心を置く。即ち、砂漠化や土壌劣化といった環境変化において、そのコストやベネフィットが社会の成員に不平等に分配され、既存の不平等な力関係を強化する傾向を持つことなどが分析の領域とされる。Bryant and Baileyは、こうした方向性を持つ一連の研究群を「第三世界ポリティカル・エコロジー (third world political ecology)」と総称している (Bryant and Bailey [1997])。

環境問題の諸局面における政治経済的プロセスを分析の対象とする点を共有しつつも、ポリティカル・エコロジーのアプローチは一様ではない。Bryant and Baileyは、構造論的なアプローチから社会運動論に至るまで、幅広い分析手法を挙げている (前掲書: 10-26)。本稿の目的はポリティカル・エコロジーの概観にないので、ここではBryant and Baileyのいう第三世界ポリティカル・エコロジー (以後、単にポリティカル・エコロジー)において顕著な4つのアプローチについて言及するにとどめる。

第一は、途上国における環境変化をより広い世界経済のコンテクストに埋めこんで再読するアプローチである。ここでは環境問題は世界経済の中心—周辺構造における収奪の結果として捉えられる。世界のパルプ産業の伸張と途上国における植林事業の関わりを論じたCarrere and Lohmann[1993]や、途上国の環境劣化における日本経済や援助の影響を論じたCameron[1996]の研究が例として挙げられる。

第二は、途上国の森林や土地、環境をめぐる政治経済的諸制度に注目し、その歴史的過程と環境劣化の繋がりを読み解くいわば制度論的アプローチとでもいべきものである。途上国の環境劣化の背景には植民地時代に宗主国によって導入された森林政策・土地制度があると指摘したHurst[1990]や、インドネシアの森林火災における森林・土地制度や移住政策の影響を論じたBompard and Guizol [1999] の研究がその範疇に入るだろう。

このアプローチは、途上国の土地や森林の所有制度の変遷に光をあてる点で環境社会学におけるコモンズ論の射程と重なり合う部分が多く、この分野ではOstrom[1990]、井上・宮内編[2001]など多くの研究蓄積がある。

第三は、各利害関係者の主体的活動に光をあてたアクター分析である。上記の二つのアプローチがともすると政治経済構造による決定論という批判を浴びがちなのに対し、このアプローチは、環境問題に関わる政府、援助機関、企業、NGO、住民など様々なアクターの利害関係に着目し、環境問題を各アクター間の複雑な相互作用過程と捉える点に特徴がある。そこでは、環境の変化によって誰が被害を受け誰が利益を得るか、また各アクターの環境変化へ及ぼす影響や対策等を対照する。これによって環境問題の諸過程におけるアクター間の「不均衡な力関係」(Bryant and Bailey [1997:38-47]) が描き出される。しかしその力関係は、必ずしも固定的なものではなく、状況によっては下位のアクターでも影響力を振るうことは可能である。このアプローチによる研究例としてはBlaikie[1985]、佐藤[1998]などが挙げられる。

第四は、分析の対象を、環境劣化の実態から環境問題をめぐる様々なアクターの言説実践へと向けたポスト構造主義ポリティカル・エコロジー(Escobar[1996])である。ここでは、環境問題は、物質的な生態上の変化としてではなく、

住民や専門家、社会運動家などによる言説実践によって社会的に構築されたものとして扱われる。この点で、このアプローチは社会問題の社会学における構築主義アプローチと視角を共有している。途上国の貧困問題が専門家や社会、生態系などの各アリーナにおいて社会的に構築される過程を分析し、その対策として導入された緑の革命こそが農民のローカルノリッジや伝統農業の基盤を破壊したと論じるYapa[1996]の研究がその例である。日本ではこのタイプの研究は少なく、むしろ社会問題の社会学の分野で今後の蓄積が期待される。

I. 2. 本研究の位置

こうしたポリティカル・エコロジーにおける4つのアプローチ⁽²⁾は、その研究視角の多様性にも関わらず、互いに完全に独立しているわけではない。むしろ各々の研究はそれぞれのアプローチを重層的に横断している。第一の世界経済アプローチと第二の制度分析のいずれにおいても、世界システムと途上国の政治経済との相互作用が分析の射程に含まれる。また第三のアクター分析においては、世界システムと途上国の政策・制度が各アクターの利害関係を形成する上でのコンテキストとなる。第四の構築主義的アプローチは、他のアプローチから比較的独立しているが、一方で言説の背後にある権力関係を指摘する点において、第三のアクター分析に共通する。途上国における環境変化と政治経済（社会）過程との相互作用という視点はいずれのアプローチにおいても共通しており、いわばその目標のためどこから入りどこへ抜けるかという問題であろう。

本研究の目的は、事例研究を通し、日本のポリティカル・エコロジーでは比較的蓄積の少ない第四の言説分析のアプローチから入り、その成果を第二の制度分析と結び付けることにある。そのため途上国における環境問題が「各ア

クターのクレーム申し立て活動によって社会的に構築されたものである」という構築主義アプローチを採用する。

構築主義は、Berger and Luckman[1966=1977]の知識社会学を端緒とし、Spector and Kitsuse[1977=1990]によって鋳型を与えられた。Spector and Kitsuseは、社会問題が個人やグループによって問題とされる状態が申し立てられることで初めて社会的に認知される点に注目する。ここから社会問題の社会学とは「クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明することである」とする(前掲書 [1977=1990:115-151])。すなわち社会問題の構築主義では、社会問題とされるような「一定の状態」が実在するか否かは不問に付され、社会問題はクレーム申し立て活動によって社会的に構築されたという前提が導入される。その上で、分析の対象を、社会問題の「実態」から各アクターによるクレーム申し立て活動、さらにそうしたクレームを組み立てる際の準拠枠としての「社会問題のカテゴリー」へと移行する(中河 [1999:3-64])。

本研究では、こうした社会問題の構築主義の前提を受け入れ、事例における問題のカテゴリー化の過程を記述する。さらに、各々のクレームが立ちあがる背景を当該国の政策・制度のコンテクストにおいて理解しようと試みる。

II. 方法の問題と有用性

II. 1. 構築主義アプローチ導入の問題点

しかし構築主義そのものがその理論的正当性をめぐって大きな論争に巻き込まれているのが現状であり、環境問題の分析に構築主義アプローチを導入するにあたっては同時に構築主義に対する批判も引き受けざるを得ない。

その典型的なものがDunlap [1995]による批判である。環境問題が他の社会問題同様、社会的に構築されたものであるとするHannigan[1995]

に対し、Dunlapは「どのクレームが環境の状態にもっとも近いかを知ることができなければ、環境の保全やその質の向上は不可能になる。環境や環境に関する客観的知識が人間から独立した存在であることを否定するなら、社会と環境の関係性を研究する環境社会学は成り立たない」とし、「構築主義はこれまでの技術至上主義に替わる人間至上主義である」と批判する。

Dunlapのこの批判は、客観科学としてこれまでの環境研究とそれに対する主観主義的な構築主義という対立軸に則っている。しかし筆者は、構築主義が客観的な環境研究の成果をまるごと否定するものではないと考える。

確かに、水俣病のように環境破壊による深刻な被害が出ている場合、問題が社会的に構築されたものであることを強調しても被害の救済を早めることには繋がらないだろう。しかし、水俣病のケースでも、汚染原因の特定から被害者の同定、救済策の策定に至るまで長い年月がかかり、その間に住民、専門家、企業、政府、支援者から様々なクレームが発せられ、それが補強しあったり対抗したりした。裁判とは法廷を舞台に各々の言説と客観的に観察された(とされる)環境変化の「実態」との距離をコンテストする過程にはかならない。一方構築主義は、裁判とは異なり、言説と環境変化の実態を結び付ける努力を断念することから始まる。構築主義はむしろ言説実践の過程そのものを分析対象とする。従って構築主義は、そもそも客観科学とは別のフィールド、別の研究対象を持つのであって、その成果もおよそ異なったものとなる。

構築主義プロジェクトの目的は、Dunlapが危惧するような環境問題の主観主義的な囮い込みにあるのではなく、これまで客観科学においては捨象されたり見えにくくされたりしてきた人間主体による現象への働きかけに光をあて、主体間の相互作用に意味の創出を見出そうという

ものである。上野[2001]が示唆するように、構築主義アプローチの醍醐味の一つは、語りに潜む政治性をうかびあがらせることにある。その意味で、構築主義の視角はポリティカル・エコロジーにとっても十分に有効だろう。

構築主義アプローチに対するより深刻な理論的批判は、Woolger and Pawluch [1985=2000]による存在論的ゲリマンダリング（ontological gerrymandering）の指摘である。Woolger and Pawluchは、「構築主義者は、問題があるとされる状態自体を問わないとする一方で、語られる状態そのものは一定であるという想定を密輸入している」と批判する。例えば、マリファナの性質は一定と措定した上で、それなのに時代によって反道徳的と定義されたり医学的な意味を与えられたりする、という具合に。

この批判は、環境が安定している、あるいは特定の変化（劣化）を起こしているという状態の想定を全て括弧に入れることで免れることができるだろう。但し各アクター間における言説実践の相互作用過程の背景に制度的コンテキストが存在するという措定は、本研究の中心的仮説でもあり、これを放棄することはできない。従って本研究は、あらゆる社会の状態を括弧に入れ言及を避けることでこれに対応しようとするKitsuseらのいわゆる「厳格派」構築主義⁽³⁾とは異なり、あくまでポリティカル・エコロジー研究の外延上にある。むしろ本研究は、クレイム申し立てが発せられる社会的コンテキストの存在を措定するBest[1995]の視角に近いと見なすことができる。

しかしこの立場を取ることによって、さらに解答の困難な批判に直面せざるをえない。すなわち問題についてのクレイムと特定の政策・制度を結び付ける分析者自らの視座を所与のものとして、隠蔽されたまま特権的に扱っているのではないか、という指摘（Woolger and Pawluch [1985=2000]）である。

分析者自身の言説も問題に関わるアクターの相互作用過程の一部として分析対象に取り込むことで、この批判はある程度緩和されるだろう。しかし中河[1999:275-284]が指摘するように、構築主義の構築主義とでもいべきこの方法は、個々の事例研究においては、言説分析によって得られた言説の分析、そしてさらにその言説の分析…といったように無限後退を余儀なくされてしまう。しかし一方で分析者は（申し立てられている）環境の状態と社会の政治経済過程との相互作用について「何か」を述べなくてはならず、こうした視座をさらに脱-構築して放棄することは環境問題の研究者としての立場を放棄することに等しい。この意味で、構築主義に関わらず、社会現象（の構築）の分析を目的とするあらゆる研究は、存在論的ゲリマンダリング批判を完全に免れることは理論的にできない。このため本研究では、最後のこの批判を引き受けつつ、環境問題の事例分析における構築主義アプローチの有用性を示すことによって批判への対応とせざるをえない。

II. 2. 構築主義アプローチの有用性

前節に述べたような構築主義に対する批判のリスクを引き受けながらも、ポリティカル・エコロジーに構築主義アプローチを導入する有用性は十分にある。それは環境問題の「実態」の想定を断念するという構築主義の前提そのものにある。

各クレイムの有効性を計る際、従来は問題の「実態」に関するデータを常に参照し、それぞれの「実態」への近さを争ってきた。この典型的なプロセスが裁判である。しかし自然生態系は、本来極めて多様で脆弱かつ弾力的であり、時と場所、そして観察の方法によって全く異なる様相を呈する。このため何をもってその「実態」とするかは大きく観察者の選択条件に依存しており、参照すべき環境の「実態」を客観的

に描き出すことは極めて困難な作業である。公害裁判が、決着するまでに長い年月を要する理由はここにある。

さらに途上国の環境問題においては、経済的制度的基盤の脆弱さから、往々にして環境変化の実態を示す客観的データの蓄積が乏しい。あるいはデータはあっても、行政機関や企業の権威主義的体質から、データへのアクセスが困難であることも珍しくない。このため途上国の環境問題においては、客観的データによる裏付けなしに各アクターのクレームがぶつかりあうということがしばしば起きる。このような条件下で、どのアクターのクレームを正当として取り上げるかは、いずれかの側の利害に組するという政治表明に等しくなる危険を併せ持つ。

Thompson and Warburton [1985] は、ヒマラヤにおける森林劣化の要因を林地での人口増に求めるディコースに疑問を呈している。このディスコースの参考するデータは住民一人当たりの年間燃料用木材消費量と森林の年間成長率のギャップにあるが、研究者によっては、木材消費量の見積もりにして0.1~6.67m³、森林の年間成長率の計算も0.2m³/haから15~30m³/haまで差があるという。こうした差異は、各々の計算が前提とする住民の森林へ依存度や生活レベル、森林の植生などの変数にそもそも差があることから生じる。どの依存度や生活レベル、森林植生を適当なものとするのかは地域によって大きく異なるため、本来同定が困難な領域なのである。Thompson and Warburtonは、科学者がその中のどのデータのどの部分を用いて環境の変化と要因を特定し、さらにその解決策を策定するかは、純粋に科学的な作業というより、法や制度の生産者である官僚機構や言説生産者である外部の専門家、そして現地の生産様式のバリエーションを選択・決定する事業者などのそれぞれの立場・利害を反映していると主張する。

こうした関係者の利害関係のデータへの反映

は、環境問題の解決策の策定においてなおさら色濃く浮かび上がる。Blaikie[1985:50-78]は、途上国における土壤流出問題の対策が、そもそも植民地時代に宗主国より導入された換金作物のモノクロッピングに適合するようデザインされているという。こうした近代的な土壤保全技術は、独立後も国連農業機関やUSAIDなどによる土壤保全プログラムや援助によって維持・推進してきた。しかし焼畑移動耕作や放牧を生業とする農民の利益と一致しないため、現場では失敗を繰り返してきた。Blaikieによれば、特定の土壤保全技術が失敗する理由は、現地の土地利用形態や土地所有形態、さらには農業生産様式といった政治経済構造を無視してきた結果だという。

Thompson and Warburton、Blaikieの議論に従えば、データの不在に始まり、データの生産とその解釈、そして問題の解決策の選定に至るまで、環境の科学はいわば現地の政治経済的相互作用の中に埋め込まれているといえる。この場合、各クレームを客観的データと参照することによって「実態」を確定する客観科学の作業は、各アクター間の政治的力関係を隠蔽する効果がある。そこで構築主義アプローチの戦略を導入することによって、いったん環境の「実態」への参照を停止し、それぞれのクレームの「実態」までの距離を等価のものとして扱う。これによって、どのクレームを採用しどのクレームを退けるかを決定する各アクター間の政治的相互作用の表出が容易になる。

もちろんこうした構築主義の戦略は、必ずしも客観科学の有効性を否定するものではない。むしろ一般的には、客観的データが蓄積され、それに基づく環境変化に関わる多様な解釈が生産されることが問題の解決にとって望ましいことにはかわりない。そして、専門家やマス・メディアなどによって与えられた問題の定義に伴い、各アクターのクレームは変化を続けるだろ

う。但し、その場合においてさえ、どのクレインを解決策の前提として選択するかは最終的には人間主体間の相互作用にまかされた作業であって、構築主義アプローチの有用性は揺らぐものではない。

II. 3. 対象の選択

これまで述べてきた研究プログラムに基づき、本研究ではインドネシアの南スマトラ州で実施されているムシ・パルプ事業をめぐる問題を事例として取り上げた。その最大の理由は、ムシ・パルプ事業が援助機関によって「環境保全型開発事業」というソフィスティケイトされた定義を与えられている点にある。

World Commission on Environment and Development[1987=1987]で提示されて以来、「持続可能な開発」は開発と環境の関係を規定する支配的な言説となった。日本においても1992年6月の閣議で政府開発援助大綱が決定され、そこでは「開発と環境の両立」が日本の途上国に対する開発援助の基本原則として挙げられた。これを受けるかたちで1993年に制定された環境基本法では、地球環境保全に関する国際協力の推進が規定されている。日本の援助機関においても、海外経済協力基金（OECF）が1989年に、日本輸出入銀行は1999年にそれぞれ環境配慮のためのガイドラインを策定している。両者は1999年に合併し国際協力銀行（JBIC）となったが、現在、開発援助のあり方に批判的なNGOも含めた「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関わる研究会」において、政府開発援助における新しい社会環境ガイドラインの骨子を議論している⁽⁴⁾。こうした流れの中で、今後日本の途上国に対する開発援助は、環境への配慮を無視して進めることはできなくなりつつある。

ところが、ムシ・パルプ事業は、日本の援助における初めての「環境保全型」投融資事業と

して位置付けられた（海外経済協力基金[1995]）にもかかわらず、事業開始直後から住民による激しいクレーム申し立ての対象となってきた。いわば日本のODAにおける「持続可能な開発」のモデル・ケースであるこの事業が、なにゆえ住民とのコンフリクトにさらされるのか。その後背に潜む政治経済過程を浮かび上がらせるることは、日本の援助政策の改善に向け有用な示唆を与えるはずである。

III. ムシ・パルプ事業における環境問題の構築

III. 1. 環境保全型開発のフレイミング

OECFはそのニュースレター1995年7月号で、インドネシア南スマトラ州のムシ・パルプ事業を、「緑化に貢献」し、かつ「外貨獲得、雇用創出にも貢献」する初の「環境保全型投融資事業」と位置付け、出資を決定・実行したことを伝えている（海外経済協力基金[1995]）。

同ニュースレターによれば、ムシ・パルプ事業は、まず焼畑によってアランアラン等しか生えない荒地となったムシ川流域に熱帯アカシアの植林を行うことで森林を復元し、洪水や干ばつの防止をはかる。同時に、そのアカシアを原料とした紙パルプ工場を建設して輸出用パルプ生産を行い、資源の有効利用と外貨の獲得をはかる。建設されるパルプ工場は脱煙脱硫装置や排水処理場を備えた最新鋭のプラントである。さらには、植林事業約1万人、パルプ工場操業で約800人という雇用を地元にもたらし、かつ最新のパルプ生産技術の移転も可能となるという。

パルプ原料木の造林事業とパルプ製造業のどちらの事業も、日本の技術及び資本が大きく貢献している。造林技術は、プロジェクトに先行してJICAが行った試験造林の成果が全面的に生かされた。パルプ部門は、OECFからの海外投融資（4,500万U.S.ドル）を含め日本側の出資

が資本金の60%を占めており、生産面は日本製紙による技術指導に負っている。

熱帯アカシアの植林規模は合計約19万ha、コンセッション・エリアはそれに自然保護林や集落の面積を加えた44万haと南スマトラ州の総面積の約4%に及び、インドネシアの産業造林事業としては最大の規模である。またパルプ工場は当初年産45万t、将来はパルプ工場以外にもチップ工場やMDB（建設用中密度繊維板）製造工場への原料供給を計画し、年産100万tというアジア最大級のパルプ工場を目指す。

植林事業はPT. Musi Hutan Persada（MHP社）、パルプ製造事業はPT. Tanjungenim Lestari（TEL社）がそれぞれ受け持ち、一応別会社という形式となっている。しかし共にインドネシア最大の林業コングロマリットBarito Pacific Group（以下バリト社）の傘下にあり、両社の実質的な経営はバリト社が担っている。

III. 2. 環境問題の発見

物語は、1972年にインドネシアの林業総局長スジャロウ氏が来日し、日本政府に森林造成の協力を要請したことから始まる。1975年には、JICAによる第一次開発基礎調査が行なわれ、南スマトラの草原・森林地帯を造林協力候補地として選定した。そして同年11月の第二次調査で同州ブナカット地区を協力地域として定めた。

この森林造成協力の理由として、JICAは次のように述べている。

インドネシア共和国は豊富な森林資源に恵まれているにも拘わらず、過去の不適切な土地利用の結果生じた草地（チガヤ類を中心とする）及び二次林がスマトラ島始め外領諸島において1,600万ヘクタールも存在するといわれている。

これらの草地を含む荒廃地は、森林として非生産的であるばかりでなく、下流域の

洪水や干ばつの主要な原因としてとりあげられるようになってきた。このことから、良質な森林資源の保続培養を図るとともに、国土に対する保全、水資源のかん養等森林の有する多目的機能の効果発揮のためにも、草地などの荒廃地に対する森林の造成が急務となり、このことがインドネシア政府の重点政策の一つとして取りあげられるようになった（国際協力事業団[1993:6]）。

またJICAがブナカット地区を植林地として選定した理由として、住民による焼畑や放牧のための火入れが「その延焼によって二次林・造林地等の森林を焼失させると同時に、土壌条件を理学的にも化学的にも劣悪化」させてしまっており、森林が著しく減少し草地へと後退しているためであったと述べている（国際協力事業団[1979:6-8]）。

その後JICAは、1979年から1988年までの9年間、ブナカット地区の約3,000haに53樹種からなる試験造林を行い、その結果、熱帯アカシアを含む4樹種を当該地域における適正樹種として選定した。特に熱帯アカシア（アカシア・マンギューム）は、7~8年で収穫可能であり、さらに豆科に属しているため窒素を土中に固定化し土地の肥沃化に貢献することなどから最適造林樹種とされた（国際協力事業団国際協力総合研修所[1991]）。

そしてこのJICAの試験造林の成果は、そのままムシ・パルプ事業に引き継がれた。試験造林事業の終了した1988年の12月に、試験造林地を取り巻く一帯が、一切の伐採が禁じられる自然保護林から、伐採・植林が可能な生産林へと指定替えされた。その一年後の1989年には、MHP社の前身であるPT. Enim Musi Lestari（EML社）が産業造林事業のコンセッションを得ている。また同社のフィージビリティスタディもJICAが行った（国際協力事業団[1990:8]）。

EML社は1990年から熱帯アカシアの植林を始め、その後、1991年にEML社と国営林産会社のインフタニⅡ社が合併し、MHP社が設立された。

III. 3. 伐採と森林火災

MHP社の植林域では、古くからマルガ（氏族）と呼ばれる親族共同体が発達してきた。マルガとは「祖先を共有すると信じる人々を中心に緩やかに形成された村落連合」（石井米雄[1991: 52-53]「アブン族」の項）を意味する。MHP社のコンセッション域のおよそ半分を占めるブナカット・ブロックには、マルガ・ブナカットと呼ばれる人々が300年以上前から焼畑や森林からの狩猟採集によって生活をたててきた。

1990年にMHP社がブナカット地域で植林を開始すると、マルガ・ブナカットの森は植林地として囲い込まれることとなった。1994年、マルガ・ブナカットの人々は、MHP社がマルガ・ブナカットの村落共有林を伐採・植林しているとして、インドネシアの有力NGOである法律扶助協会（LBH）のパレンバン支部とインドネシア環境フォーラム（WALHI）南スマトラ支部に支援を要請した。両団体は同年8月に調査チームを同地域に送り、9月、その報告に基き、南スマトラ州の代表的日刊紙Sriwijaya Post がMHP社による伐採・植林は違法と報じた。また同紙は、MHP社に対する住民の抗議活動がエスカレートしており、MHP社の労働者宿舎が放火されたと報じた（Collins [2000]）。

このため県知事及び軍は、政府の役人、軍人、LBH代表、村長、住民代表などで構成された新たな調査チームを現地に派遣した。新調査チームは、村落共有林をめぐるMHP社とマルガ・ブナカットの間の紛争が解決されるまで現状維持を提言したが、当時の南スマトラ州知事はこれを受け入れなかった。しかしMHP社はこの提言に従い1995年にマルガ・ブナカットの村落共有林の伐採・植林を中止した。

1997年9月から11月にかけ大規模な森林火災が南スマトラを襲った。地元紙 *Sumatera Ekspres* [1997:1,5]は、MHP社のコンセッション・エリアで13のホット・スポットが確認されたと報じた。翌1998年1月、LBH/WALHI及び世界自然保護基金（WWF）インドネシア支部は、森林火災の原因は植林事業者による野焼きであるとして、MHP社、同じバリト社系列のSukses Sumatra Timber社、MHP社の大株主であるインフタニV社ら11社を、1997年成立の新環境管理法違反としてパレンバン第一審裁判所（地方裁判所に相当）に提訴した。11社に対し与えられたコンセッションは、MHP社のような産業造林事業のほか、森林伐採や油椰子プランテーション、えび養殖など、多岐にわたっており、LBH/WALHIは衛星写真で取られた森林火災のホット・スポットの相当部分がこれら11社のコンセッション・エリアと重なるとして、彼らの野焼きを森林火災の要因と断定した。

これに対し裁判においてMHP社ら被告は森林火災のほとんどが住民による焼畑の火が移ったものだと主張したが、同年10月に下された判決では、MHP社の労働者による火入れ作業の写真が証拠として認められ、MHP社と他1社が有罪とされた（Pengadilan Negeri Kelas I.A. Palembang [1998]）。しかし1999年12月の控訴審判決においては、LBH/WALHIの主張は退けられ、MHP社が逆転無罪となった（Pengadilan Negeri Tinggi Palembang [1999]）⁽⁵⁾。

III. 4. TEL社による汚染問題

TEL社の工場は、MHP社の植林域とは異なり、幹線道路に面した平地にあり、1994年から用地買収が始まった。1995年にWALHIは、TEL社予定地周辺住民を、塩素ガス漏出事故（1993年）、廃液漏れ事故（1994年）を起こした北スマトラ州のインドライヨン社のパルプ工場へ見学に連れて行った。住民から呼吸器疾患や皮膚の痒み

など被害を聞き取ったTEL社周辺住民は、塩素汚染に対する懸念を深めていった。

一方WALHIとLBHは、反対派住民に対する支援をノルウェー、英国、カナダ、ドイツ、日本、米国など海外の環境運動へ要請し始めた。出資国日本でも1995年5月に、熱帯雨林行動ネットワーク（JATAN）など6団体が、OECFに対し、生態系への影響調査などについて質問状を提出した。さらに同年10月、JATANは反対派住民とマルガ・ブナカットの住民らを日本に招き、大島環境庁長官（当時）、及び日本製紙・丸紅の担当者と面会した。この来日を契機に、JATANや地球の友ジャパン、進出企業問題を考える会など環境や開発問題にかかわるNGOによって「南スマトラパルプ問題市民連絡会（以下市民連絡会）」が結成され、機関誌や直接交渉によるキャンペーンを開始した。

環境への影響を疑う市民連絡会に対し、出資母体の日本スマトラパルプ社（OECF、丸紅、日本製紙で構成）は、TEL社は漂白に純塩素を用いないので塩素汚染はないと説明を続けた。しかし市民連絡会による粘り強い交渉と、1996年3月に毎日新聞（毎日新聞[1996]）が「植林で消える先住民の森：大企業優遇に紛争続発」という記事を掲載したこと、同年5月に小泉晨一衆院議員（当時）が予算委員会でこの問題を取り上げたことなどによって、同年10月にTEL社は住民のゴム林の買収を一部断念した。この後、土地補償金の支払いが始まったこともあり、反対運動は停滞期に入る⁽⁶⁾。

1999年に入り、住民とTEL社との間で土地の補償金をめぐる争いが激化した。1月、南スマトラ州知事及びムアラ・エニム県長が補償金の25%をピンハネしたとして、TEL社近隣6村から数千人の住民が完成したばかりのTEL社工場を取り囲んだ。5月には、数百の住民がTEL社ゲートを鉄条網でバリケード封鎖した。

また同時期、イギリスのNGO、Down to Earth

がTEL社の環境アセスメントの批判（Down to Earth campaigns office [1999]）を始めた。この批判はNGOによる環境に関する技術的クレームとしては最も包括的なものであった。Down to Earthが問題としたのは①環境アセスメント（PT. Beakindo Pacific [1997]）のプロセス（環境アセスメントの前に土地買収が進められた）、②環境アセスメントの独立性（TEL社の費用で行われている）、③環境アセスメントのプロセス（住民の参加を拒否）、④調査の不備（ことに川の水のpHと温度及び土壌調査）、⑤有害塩素化合物やSOx、NOx、重金属による環境汚染の恐れ、⑥行政によるモニタリングシステムの弱さなど多岐にわたっており、これがWALHIやLBHなどの反対派NGOの理論的バックボーンとなつた。

1999年10月のTEL社工場の試運転開始後、保健所が「川の水を直接飲まないこと」と口頭で住民に注意を与えたため、汚染の噂が広まりTEL社周辺で獲れた魚が売れなくなるという事態となつた⁽⁷⁾。この後住民から①工場の排煙によって息苦しい、吐き気、眩暈、咳がひどい、②雨にあたると痒くなる、③ルマタン川、ニル川に黒い排水が流れ込んでいる、④指や手足の湿疹や、つめが黒くなる、⑤漁獲高がこれまでの3分の1に減った、⑥果物やゴム、米の収穫が減ったというクレームが上がるようになる⁽⁸⁾。

1999年12月、約800名の住民がTEL社門前に集まり抗議行動を行つた。TEL社が住民との交渉を拒否すると、住民達はTEL社の原料木であるアカシアの貯木場に火を放ち、続いて会社のトラクター、そしてTEL社のオフィスに放火した。その際にTEL社の技術担当者が住民に暴行されてけがを負つた。

この焼き討ち事件を期に、住民に対する国際的な支援運動が再び活発となる。2000年5月には、ジャカルタでインドネシアや各国のNGO 45ヶ国347団体が集まり「公的輸出信用・投資保

險機関（ECA）改革NGO戦略会議」が開催された。その際、参加者は、開発援助による環境汚染の実例としてTEL社現地を訪れている。また同時期、日本インドネシアNGOネットワークと北スマトラの環境モニタリング研究所、WALHI の共催で住民対象に簡易手法による環境モニタリングのワークショップが開催され、これを契機にそれまで反対運動に加わっていなかつた漁民達によるルマタン川漁民連絡会議（IKAN）が結成された。

IKANは、結成翌日にTEL社社長宛に結成告知・抗議文（Supriadi [2000]）を送り、漁獲高がTEL社操業前の10kg／日から操業後は2kg／日まで減っていることなどを訴え、TEL社に川の環境改善を要求した。さらにIKANクリバン支部は、同年7月、TEL社社長と南スマトラ州知事宛てに公開抗議文（Amsidi *et al.* [2000]）を送付し、漁獲高の減少、風評被害、大気汚染による悪臭と吐き気、目の痛み、住民の皮膚病などを訴えた。

これを受け9月に南スマトラ環境規制庁がTEL社工場周辺の水質調査を行った⁽⁹⁾。一方TEL社は、排水の指標値は環境基準値以内であり問題ないとしてIKANのクレームを黙殺した。しかし2001年5月になり、TEL社はIKANに6,000ドルを支払ったという⁽¹⁰⁾。

IV. 紛争のコンテクスト

IV. 1. 植林政策の導入

最初に同地域における「住民の焼畑による荒地化及び土壤劣化」という環境問題を同定したのは、JICAという外部のアクターであった。この同定の背景には、インドネシアの森林政策の変化がある。

インドネシアは世界でも有数の森林国であり、森林面積は実に国土面積のおよそ75%にあたる約1億4,828万haにのぼるとされる（Bagian Laporan Statistik [2000:214]）⁽¹¹⁾。インドネシア政

府は、早くから豊富な森林資源を外貨獲得の手段としてとらえ、全森林のおよそ67%を伐採可能な生産林に指定した。その結果、1950年から丸太輸出の制限が行われる1981年までに4,900万haの森林が伐採された（Dauvergne[1997]）。

インドネシア政府は、過剰伐採による森林の劣化を防ぎ持続可能な林業を目指すため、1984年度からの第4次開発5カ年計画に植林を伐採に先行させる産業造林事業を盛り込んだ。1984年度からは、集約的植林事業である産業造林計画が始まる。政府は、利子優遇や土地税の軽減、国家による直接投資などの優遇政策によって産業造林事業の推進をはかった（Bompard and Guizol[1999:70]）。

同時にインドネシア政府は、資源の有効利用と雇用の創出を目的に、合板など付加価値産業の育成をはかっていった。1985年には丸太の全面輸出禁止に踏み切り、1987年以降のパルプブームもあって、産業造林の主眼は、丸太生産よりもパルプ原料木の供給へと移っていった。1986年の「林業に関する一般的計画」では、1989年までの造林目標101万haのうちパルプ材は35万ha、1994年までに158万haのうち同43万ha、1999年までに130万haのうち同52万haと定められた（国際協力事業団[1990:28-36]）。これによって1990年にインドネシア全土でおよそ100万tだったパルプ生産能力が、1997年にはおよそ390万tと8年間で3.9倍に伸びた。

このように、政府・企業にとって、森林とは外貨獲得・産業育成のための重要な資源であり、森林の劣化とは産業用木材資源の劣化に他ならない。JICAによる環境劣化の同定は、こうした政府の視点を反映したものである。さらにJICAは、日本の科学的造林経営技術を現地に導入し、造林による環境保全と経済性の両立というフレイミング⁽¹²⁾の構築に貢献した。JICAが選んだ樹種はいずれもパルプ用材に適した早生種であった。JICAは技術的側面のみならず運

當方法から採算分析、住民対策に至るまで広範囲にわたって計画をたて、これが植林事業のファイージビリティスタディ（国際協力事業団[1990]）となった。

一方、インドネシア政府は、1988年にプロジェクト地域における自然保護林の指定を解除し、伐採・植林が可能な生産林へ指定替えを行った。翌1989年にはMHP社の前身であるEML社に産業造林事業のコンセッションを与え、さらに1991年には、国策林営会社INHUTANI II社と合併させ、森林再生基金からの借り入れを可能にしたのである⁽¹³⁾。

IV. 2. コモンズ管理体制の無効化

このようなインドネシア政府による強い政策的イニシアティブに対し、住民が「森林の劣化」という環境問題を共有していたかは疑わしい。なぜならマルガ・ブナカットの人々は、筆者のインタビューに「バリト（MHP社）の伐採⁽¹⁴⁾が始まるまでは、森は豊かなままだった」と述べているからである。彼らは、MHP社の操業以前は、森から十分な糧を得ていたとしている⁽¹⁵⁾。

植林事業が始まるまで、マルガ・ブナカットは、集落の周辺の森を、狩猟採集のための村落共有林約3,000haと焼畑耕作のための慣習耕作地15,000haとに明確に分けて管理をしていた。村落共有林は、狩猟採集の場であると同時にブナカット川の水源であり、また先祖の墓所として精神的な拠り所となっていた。そこでは慣習法によって一切の耕作が禁じられ、木材や薬草、ラタン、動物など採取物の販売を禁じるなど利用は厳しく制限されていた。

一方、慣習耕作地の場合は、類焼を防ぐために焼畑の火入れの日時と方法は定まっているが、耕作面積や耕作方法などについてはそれぞれの家族に任されており、空いている土地であれば基本的にどこでも耕作することができた。村落共有林、慣習耕作地のいずれもマルガの成

員以外の利用は禁じられており、外部者が利用するためには成員と結婚するか、一定期間以上マルガの集落に居住する必要があった⁽¹⁶⁾。マルガ・ブナカットの森林管理のように、土地や森などの共有資源への「よそ者」のアクセスを排除し、資源の持続的な利用をはかるシステムをOstrom[1990]はコモンズ管理体制（CPR institutions）と呼ぶ。

しかしインドネシア政府による森林政策は、こうした慣習共同体によるコモンズ管理体制を無効化する過程でもあった。

1967年に制定された林業基本法は、林地は基本的に国有とされており、林地内での住民の慣習的土地位所有を排除している。マルガ・ブナカットの森は法的には国有地であり、彼らの慣習的森林利用はあくまで違法耕作・違法利用に過ぎなくなってしまった。さらに南スマトラのマルガ・システムは、村落法の成立によって1983年に公式に廃止された。マルガ・ブナカットはグヌン・メガン郡に属する7つの村へと改組され、マルガの族長であるパシラッは地方政府の行政官である郡長及び村長へと取って代わられた。

しかしブナカット周辺は1988年まで自然保護林であり他の住民の森林利用が法的に禁じられていたことから、マルガの人々によるコモンズ管理は黙認状態であった。ところが1990年に事業者による土地収用が始まるとマルガの森は何の補償も無く囲い込まれた。1992年にはMHP社のコンセッション域と重なるように油やしのプランテーションが始まり、マルガ・ブナカットはその森の大半を失うことになる。しかも植林事業と油やしプランテーションのいずれも国家の移住政策と組み合わされていたため、多数の移住者が入植し耕作を開始した。こうしてマルガ・ブナカットの森は次々と削り取られ、コモンズ管理体制は崩壊を余儀なくされてしまった⁽¹⁷⁾。

住民にとっての森林は、焼畑耕作や狩猟採集の場であり、生活のための資材を得るための資源であった。従って彼らにとって、森林へのアクセスが妨げられない限り、森林の「劣化」はなかったことになる。むしろ植林事業による彼らの森の囲い込みが始まった後、森林「劣化」のクレームは立ち上がり始める。その典型がMHP社による彼らの村落共有林の伐採であった。

また森林火災の原因に関する専門家、NGO、事業者の各アクターのクレームでは、いずれも野焼きの火が燃え移った可能性を認めている。争われるは「誰の火が移ったのか」であり、裁判では、事業者による野焼きとするNGOと住民による焼畑によるものとする事業者の間でクレームがぶつかった。

一方でこの論争は、マルガの森が、事業者、移住者、そして残されたわずかな土地を最大限利用しようとするマルガの人々など、多数のアクターによる競合の場となったことを示している。よそ者を排除するコモンズ管理体制が崩壊したため、事業者による野焼きや移住者の焼畑が始まったのである。類焼を防ぐためのマルガの慣習法は、よそ者には通用しない。さらにはマルガへの帰属意識が徐々に薄れた結果、マルガの人々でさえ火入れのルールを徹底しなくなりつつあるという(Bompard and Guizol[1999:5])。

このように住民が慣習法に基づき長年管理してきたコモンズを、国家や事業者が法的プロセスを通じて囲い込んでしまう過程は「囲い込みの悲劇」(The Ecologist [1993])と呼ばれ、途上国の環境問題において顕著であるとされる(Bryant and Bailey [1997:162-163])。この場合、住民はこれまでアクセスできた生活資源から締め出されてしまい、共同体によるコモンズ管理体制は崩壊してしまう。森林や土地の管理主体は国家や事業者へと移っていくことになり、残された住民は立ち退くか、他のアクターとの競

合に曝され、より劣悪な生活条件へと周辺化されることになる。

IV. 3. クレーム申し立てのポリティクス

ムシ・パルプ事業をめぐるいずれの環境問題においても、当事者は外部のアクターとアライアンスを築き、彼らをエイジェントとして「問題」を語らせている。

植林事業の導入においては、インドネシア政府はJICAとアライアンスを築き、ブナカット地域での森林劣化を「発見」させている。導入される植林技術も、経済性と資源の持続的利用の両立を図る日本の科学的造林法である。パルプ事業においても、日本製紙の技術による純塩素フリーの最新パルプ工場というクレームを事業者は採用し、住民からのクレームに対抗している。JICAや日本製紙は、いわば「環境保全型事業」というフレイミングに技術的裏書きをする役割を担っていた⁽¹⁸⁾。

一方、マルガ・ブナカット、TEL社周辺住民のいずれも、LBHやWALHIというインドネシアを代表するNGOとアライアンスを築いた。これには、運動に不慣れな住民にとって、経験豊富なNGOの力を借りなければ自らのクレーム申し立て活動を組織化することが難しいという事情がある。また当時のスハルト強権体制化においては、マス・メディアなど市民社会にアクセスできる外部のアクターに自らを曝すことによって、軍の苛烈な弾圧を逃れることができるという効果も期待できた。

LBH/WALHIは、マルガ・ブナカットの村落共有林伐採問題では、マス・メディアを利用して行政を動かした。森林火災のケースでは裁判を起こし、控訴審で敗れたものの、一審でMHP社の有罪判決を勝ち取っている。TEL社のケースでは、いち早く問題を国際的な支援運動の場へ押し出すことに成功した。

WALHIは国際的環境NGOである地球の友イ

ンドネシア代表をかねており、国境を越えた環境運動のネットワークへのアクセスを提供した。ことに論争のアリーナに日本のNGOが参入したことによって、日本側出資者との交渉が可能となり、住民のゴム林の買収を一部断念させるという成果をあげた。またDown to Earthなど先進国のNGOによって、事業者側のクレームに対抗できるような技術的批判が可能になった。

権威主義的体質が色濃く残る途上国においては、住民が政府や事業者などの圧倒的な上位アクターと対抗するためには、NGOやマス・メディアなど外部アクターの支援を求めるを得ない⁽¹⁹⁾。McCarthy[1997:244-245]によれば、国境を越えて運動のネットワークを動員するためには、国際的に通用するフレイミングを戦略的に選択する必要があるという。McCarthyは、問題のこのような解釈付けを「戦略的フレイミング」と呼んでいる。TEL社めぐる一連の問題では、「環境問題」というカテゴリーが戦略的フレイミングとして使われた。「事業者による環境汚染」という言説が、住民、インドネシアのNGO、国外のNGOの間で共有されることで、途上国の環境問題に関心を持つマス・メディアや国会議員、市民団体を動かすことが可能となったのである。

TEL社のケースと同様に、途上国の住民やNGOが開発援助プロジェクトの弊害を海外に訴える際、しばしば「環境問題」というフレイミングが選択される⁽²⁰⁾。世界銀行の融資とOECFによる円借款によって建設が企てられたインドのナルマダ・ダムのケースでも、同様の語り方がされた（鷲見[1990]）。

政府、援助機関、事業者は、豊富な科学・技術的資源を動員して、その「お墨付き」をもってプロジェクトの正当性を維持しようとする。一方、途上国の住民、NGOの場合、政治・経済的理由からこうした資源（専門家）へのアクセ

スは通常困難である。むしろ「環境問題」というクレームを用いて国内・国外の市民社会を動員し、上位のアクターの言説への対抗力を補完しようとする。この場合、「環境問題」のカテゴリーは、政府や事業者、住民と支援団体の両方にとって、自らの活動と利害を正当付けする政治的言説としての役割を担うのである。

V. 結論

これまで述べてきたように、ムシ・パルプ事業をめぐる一連の「環境問題」の背景に、①インドネシア政府による森林・植林政策のインプリメンテーション、②住民のコモンズ管理体制の無効化、③論争のアリーナにおける政治力動、という3つのコンテキストを読み込むことができる。①及び②は一連の過程であり、インドネシアの土地所有制度の矛盾と結びつき森林を多数のアクターによる競合の場へと変換する⁽²¹⁾。③では、事業者 - 援助機関のアライアンスがよりテクニカルなアリーナにおいて「環境問題」を争おうとするのに対し、住民 - NGOのアライアンスは「環境問題」という言説の持つ政治的動員力によって対抗しようとする。こうして、ムシ・パルプ事業における「環境問題」は、森林や土地、川などの自然資源へのアクセスを争う政治的プロセスとして立ち現れてくる。

以上のように本研究では、環境の「実態」を参照することなく、各アクターによるクレーム申し立て活動の分析によってその背景にある政治的コンテキストへと迫ることができた。ポリティカル・エコロジーの分析視角に構築主義アプローチを導入することは、「環境問題は社会的に構築された」という前提それ自体によって論争を招かざるを得ないが、一方で、環境の「実態」をめぐる気の遠くなるほど困難な論争を回避できるという有用性を併せ持つ。この手法が途上国の環境問題の分析一般に通用するか否かは他の事例研究を待たねばならないが、多

くの途上国で上述の①、②、③のコンテクスト
は共通しており、同様の手続きで分析が可能で

はないかと考えている。

註

1. political ecologyは、political economyとecologyの合成語であり、しばしば「政治生態学」と訳される。しかし本稿では、金沢[1999]に倣い、自然科学における生態学と区別するためそのまま「ポリティカル・エコロジー」と表記する。
2. Bryant and Bailey[1997:10-26]は、この他に社会運動論 (Peluso[1992]) やエコ・フェミニズム (Agarwal[1992])などを挙げている。
3. 構築主義における「厳格派」「コンテクスト派」「脱構築派」の分類については、Best [1995] 及び中河[1999：271-284]を参照。
4. 同研究会ホームページ <http://www.sg-egl-jbic.org/>。
5. 1995年から南スマトラで実施されたヨーロッパ連合による「森林火災の防止と管理プロジェクト」に参加したBompard and Guizol[1999]は、「本来、焼畑の火入れは慣習法に従いマルガの長老の指示によって協働作業で行われるため火が他に燃え移る可能性は少ないが、植林や油椰子栽培などのコンセッション事業で新しく入ってきたアウトサイダーにこうした火入れのルールを守らせるることは難しく、このため焼畑の火が耕作地の外部に広がる危険性が増している」と指摘している。
6. JATANは、その後も現地にスタッフを送り、環境アセスメントのやり直しなどを求める葉書キャンペーンなどを展開したが、顕著な成功はおさめていない。
7. ムアラ・ニル村住民からの聞き取り (2000年5月及び2000年10月)。
8. ムアラ・ニル村住民からの聞き取り (2000年5月)。
9. 結果は未公表。
10. 支払理由は不明。大来修一TEL社副社長の談話による (2001年7月、日本スマトラパルプ社にて)。
11. この政府による森林面積の見積もりには疑問を呈するむきが多い。1990年の世界銀行見積もりでは森林面積1億ha程度、さらにインドネシアのNGO、SKEPHIは9,000万ha程度と見なしているという (Dauvergne [1997:69-70])。
12. ここでいうフレイミングとは「集合行為の正当化と動機づけのための世界や集団の成員自身に関する共通理解を作り上げる意識的戦略的努力」 (McAdam *et al.*[1996:6]) を意味する。
13. 官民の合弁企業になると、必要経費の32.5%まで森林再生基金から無利子で借り入れができる。ちなみにバリト社の総帥プラヨゴ・パンゲストゥ氏は1998年のスハルト元大統領の退陣後、森林再生基金からの不当借り入れの疑いで起訴された (*Jakarta Post*[2000])。
14. マルガ・ブナカットの人々はムシ・パルプ事業を植林とは見なしていない。人々は「植林は伐採の口実に過ぎない」と主張している。
15. マルガ・ブナカット住民へのインタビュー (1996年、ラミ・バサイ村、2001年5月、パガル・デワ村)。
16. マルガ・ブナカット住民へのインタビュー (2000年5月及び10月、パガル・デワ村)。
17. 村落共有林に関しては、マルガは未だ成員に対して厳格なルールに基づく利用を義務付けている。しかし村落共有林がマルガの集落から遠く離れているため、「よそ者」による利用をチェックできない。

18. 政府や事業者という上位のアクターにとって技術的裏付けが重要であるのは、今日の環境問題において技術－自然科学的な解決策が主流であることの反映と考えられる。
19. しかし国際的な反対運動が、行政内部の良識派とのアライアンスの妨げとなり、逆効果を及ぼすこともある (Eccleston and Potter[1996])。
20. 地球の友ジャパンは、このフレイミングを用いて日本の援助政策の見直しを迫ろうとしている。彼らは「途上国における開発援助プロジェクトの環境影響」という問題を引用することによって、国際協力銀行の環境・社会ガイドライン作りに関与しようとしている（地球の友ジャパンのホームページ <http://www.foejapan.org/aid/index.html>）。このように、先進国のNGOにとっても環境問題というカテゴリーは戦略的フレイミングとなりうる。
21. 紙幅の都合により本稿では論じないが、インドネシアの土地制度も森林・植林政策もその原型はオランダ植民地時代に作られたという指摘は重要である（水野[1997]、Hurst[1990]）。

文献

- Agarwal, Bina (1992) "The gender and environment debate: lessons from India," *Feminist Studies* (18): 119-157.
- Amsidi, Suhul, Umar Lubis and Muhammad (2000.7.27) *Surat Protes Terbuka Ikatan Komunikasi Antar Nelayan Sungai Lematang Desa Kuripan Rambang Dangku Muara Enim*, (IKANクリパンからTEL社社長及び南スマトラ州知事宛抗議文).
- Bagian Laporan Statistik (ed.) (2000) *Statistik Indonesia*, Jakarta: Badan Pusat Statistik.
- Berger, Peter and Thomas Luckmann (1966) *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, London and New York: Doubleday. =(1977)山口節郎（訳）『日常世界の構成:アイデンティティと社会の弁証法』新曜社.
- Best, Joel (1995) "Constructionism in Context," in Joel Best (ed.), *Image of Issues: Typifying Contemporary Social Problems, 2nd edition*, New York: Walter de Gruyter, 337-354.
- Blaikie, Piers (1985) *The Political Economy of Soil Erosion in Developing Countries*, London: Longman.
- Bompard, Jean Marie and Philippe Guizol (1999) *Land Management in the Province of South Sumatra, Indonesia. Fanning the Flames: The Institutional Causes of Vegetation Fires*, Ministry of Forestry and Estate Crops, European Union.
- Bryant, Raymond L. and Sinead Bailey (1997) *Third World Political Ecology*, London and New York: Routledge.
- Cameron, Owen (1996) "Japan and South-east Asia's Environment," in Michael J. G. Parnwell and Raymond L. Bryant (ed.), *Environmental Change in South-East Asia: People, politics and sustainable development*, London and New York: Routledge, 67-93.
- Carrere, Ricardo and Larry Lohmann (1993) *Pulping the South: Industrial Tree Plantations and the World Paper Economy*, London and New Jersey: Zed Books.
- Collins, Elizabeth (2000) *Multinational Capital, New Order 'Development' and Democratization in South Sumatra*, Working draft for *Indonesia*, unpublished.
- Dauvergne, Peter (1997) *Shadows in the Forest: Japan and the Politics of Timber in Southeast Asia*, Cambridge, Massachusetts, and London: The MIT Press.
- Down to Earth campaigns office (1999) *Paper Pulp Development in South Sumatra, Indonesia: Tanjung Enim Lestari(PT TEL) And Musti Hutan Persada (PT MHP)*, A Down to Earth Campaign Update, Jan.1999, Down to Earth.

- Dunlap, Riley E. (1995) "Toward the Internationalization of Environmental Sociology: An Invitation to Japanese Scholars" 『環境社会学研究』(1) 73-85.
- Eccleston, Bernard and David Potter (1996) "Environmental NGOs and Different Political Context in South-east Asia: Malaysia, Indonesia and Vietnam," in Michael J. G. Parnwell and Raymond L. Bryant (ed.), *Environmental Change in South-East Asia: People, politics and sustainable development*, London and New York: Routledge, 49-66.
- Escobar, Arturo (1996) "Constructing nature: elements for a poststructural political ecology," in Richard Peet and Michael Watts (ed.), *Liberation Ecologies: Environment, Development, Social Movements*, London: Routledge, 46-68.
- Hannigan, John A. (1995) *Environmental Sociology: A Social Constructionist Perspective*, London: Routledge.
- Hardin, Garrett. (1968) "The Tragedy of the Commons," *Science* (162): 1243-1248.
- Hurst, Philip (1990) *Rainforest Politics: Ecological Destruction in South-East Asia*, London: Zed Books.
- 井上真・宮内泰介(編) (2001)『コモンズの社会学：森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社。
- 石井米雄(監)土屋健治・加藤剛・深見純生(編) (1991)『インドネシアの事典』同朋社出版。
- Jakarta Post* (2000.2.17) *Big names probed for alleged abuse go forestry funds.*
- 海外経済協力基金 (1995)「海外投融資、環境保全型事業に初出資：インドネシア・ムシパルプ事業」『OECFニュースレター』28: 4-5.
- 金沢謙太郎 (1999) 「第三世界のポリティカル・エコロジー論と社会学的視点」 『環境社会学研究』5:224-231.
- 国際協力事業団 (1979)『南スマトラ森林造成技術協力計画事前調査報告書』。
- 国際協力事業団 (1990)『インドネシア国産業造林計画調査ファイナルレポート』。
- 国際協力事業団 (1993)『インドネシア南スマトラ森林造成技術協力アフターケアー調査報告書』。
- 国際協力事業団国際協力総合研修所 (1991)『南スマトラ森林造成（インドネシア）：プロジェクト方式技術協力活動事例シリーズ38』。
- 毎日新聞 (1996.3.31)『アジア30億人の爆発』第3部深刻化する社会・環境(7).
- McAdam, Doug et al. (1996) "Introduction: Opportunities, Mobilizing Structures, and Framing Processes : Toward a Synthetic, Comparative Perspective on Social Movements," in Dong McAdam et al.(ed.), *Comparative Perspectives on Social Movements: Political Opportunities, Mobilizing Structures, and Cultural Framings*, New York : Cambridge Univ. Press, 1-22
- McCarthy, John D. (1997) "The Globalization of Social Movement Theory," in Smith, Jackie et al. (ed.), *Transnational Social Movements and Global Politics: Solidarity Beyond the States*, New York: Syracuse University Press, 243-259.
- Meadows, Donella H. et al. (1972) *The Limits of Growth: A Report for THE CLUB ROMA'S Project on the Predicament of Mankind*, New York: Universe Books.= (1972) 大来佐武郎(監訳)『成長の限界：ローマ・クラブ「人類の危機」レポート』ダイヤモンド社。
- 水野広祐 (1997) 「インドネシアにおける土地転換問題—植民地期の近代法土地権の転換問題を中心に」 水野広祐・重富真一(編)『東南アジアの経済開発と土地制度』 アジア経済研究所研究双書(477): 115-154.
- 中河伸俊 (1999)『社会問題の社会学：構築主義アプローチの新展開』 世界思想社。
- Ostrom, Elinor (1990) *Governing the Commons: The evolution of institutions for collective action*, New York: Cambridge University Press.
- Peluso, Nancy L. (1992) *Rich Forests, Poor People: Resource Control and Resistance in Java*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.

- Pengadilan Negeri Kelas I.A. Palembang (1998.10.17) *Salinan Putusan Perkara Perdata No.08/Pdt.G/1998.PN.PLG* (パレンバン第一審裁判所判決).
- Pengadilan Negeri Tinggi di Palembang (1999.12.20) *Putusan Nomor 112/PDT/1999/P.T.PLG* (南スマトラ州高裁判決).
- PT. Beakindo Pacific (1997) *Analisis Dampak Lingkungan Industri Pulp PT Tanjungenim Lestari Pulp and Paper di Kabupaten Muara Enim Propinsi Dati I Sumatera Selatan*, PT Tanjungenim Lestari Pulp and Paper.
- Ryle, Martin (1988) *Ecology and Socialism*, London: Radius.
- 佐藤仁(1998)『希少資源の保全と利用：タイにおける熱帯林保護と地域住民』東京大学大学院総合文化研究科1997年度博士学位論文.
- Spector, Malcom and John I. Kitsuse (1977) *Constructing Social Problems*, Menlo Park: Cummings. =(1990) 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太（訳）『社会問題の構築：ラベリング理論をこえて』マルジュ社.
- Sumatera Ekspres (1997.9.26) *Kebakaran di MHP karena api dari Luar: NOAA ungkap 13 perusahaan bakar hutan*, 1, 5.
- 鷺見一夫（編著）(1990)『きらわれる援助：世銀・日本の援助とナルマダ・ダム』築地書館.
- Supriadi (2000.5.10) *Pembritahuan dan Protes*, (TEL社社長宛IKANの結成告知と抗議文).
- The Ecologist (1993) *Whose Common Future ?: Reclaiming the Commons*, London : Earthscan
- Thompson, Michael and Michael Warburton (1985) "Uncertainty on a Himalayan Scale," *Mountain Research and Development*, 5(2): 115-135.
- 上野千鶴子(2001)「構築主義とは何か：あとがきに代えて」『構築主義とは何か』勁草書房, 275-305.
- Watts, Michael J. (1983) *Silent Violence: Food, Famine and Peasantry in Northern Nigeria*, Berkeley: University of California Press.
- Wolf, Eric R. (1972) "Ownership and political ecology," *Anthropological Quarterly*, 45(3): 201-205.
- Woolger, Steve and Dorothy Pawluch (1985) "Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problems Explanation," *Social Problems*, 32: 214-227. =(2000) 平英美（訳）「オントロジカル・ゲリマンダリング：社会問題をめぐる説明の解剖学」平英美・中河伸俊（編）『構築主義の社会学：論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 18-45.
- World Commission on Environment and Development (1987) *Our Common Future*, Oxford: Oxford University Press. =(1987) 大来佐武郎（監）『地球の未来を守るために』福武書店.
- Yapa, Lakshman (1996) "Improve seeds and Constructed Scarcity," in Richard Peet and Michael Watts (ed.), *Liberation Ecologies: Environment, Development, Social Movements*, London: Routledge.

(受稿2001年6月25日／掲載決定2001年10月1日)